

※北海道地域防災計画の「第6章 地震・津波災害対策計画」が【地震・津波防災計画編】として別冊に整理されていることから、上ノ国町における「第6章 地震・津波災害対策計画」の新旧対照表についても、北海道の方式に合わせて分冊で作成しています。

上ノ国町地域防災計画 (第6章 地震・津波災害対策計画)

新旧対照表

令和8年●月

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 計画の基本方針 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定<u>及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民<u>をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p><u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 計画の基本方針 第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、上ノ国町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって<u>町民</u>の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>※第1章 総則 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項にて反映</p>	<p>第6章 地震・津波災害対策計画</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、上ノ国町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって<u>住民をはじめ観光客や外国人等、町に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>※第1章 総則 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項にて反映</p>	<p>・第5章で日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を記載のため追加【北海道】</p> <p>・保護する対象者に滞り者も含むことを明示【北海道】</p> <p>・新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】</p> <p>・教訓や地域特性を加味【札幌管区気象台】</p> <p>・新技術活用の観点を導入【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																	
<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>災害時における通信の確保に関する こと及び非常通信の訓練・運用・管理 を行うこと。</u> (2) <u>北海道地方非常通信協議会の運営に 関すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式 会社北海道事業部</td> <td><u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電報電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコ モ北海道支社</td> <td><u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td><u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会 社</td> <td><u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保に関する こと及び非常通信の訓練・運用・管理 を行うこと。</u> (2) <u>北海道地方非常通信協議会の運営に 関すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話株式 会社北海道事業部	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電報電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>	株式会社NTTドコ モ北海道支社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>	KDDI株式会社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>	ソフトバンク株式会 社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非 常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MIC -TEAM)による災害対応支援に関 すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対 策用移動電源車等の貸し出しに関する こと。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通 を確保するため、無線局の開局、周波 数等の指定変更及び無線設備の設置場 所等の変更を口頭等により許可を行 う特例措置(臨機の措置)の実施に関 すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被 災・復旧状況等の情報提供に関するこ と。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式 会社北海道事業部</td> <td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコ モ北海道支社</td> <td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会 社</td> <td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式 会社</u></td> <td>(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非 常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MIC -TEAM)による災害対応支援に関 すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対 策用移動電源車等の貸し出しに関する こと。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通 を確保するため、無線局の開局、周波 数等の指定変更及び無線設備の設置場 所等の変更を口頭等により許可を行 う特例措置(臨機の措置)の実施に関 すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被 災・復旧状況等の情報提供に関するこ と。</u>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話株式 会社北海道事業部	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>	株式会社NTTドコ モ北海道支社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>	KDDI株式会社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>	ソフトバンク株式会 社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>	<u>楽天モバイル株式 会社</u>	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>	<p>・所掌事務の修正 【北海道総合通信 局】</p> <p>・所掌事務の修正 【北海道総合通信 局】</p>
機関名	事務又は業務																																			
北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保に関する こと及び非常通信の訓練・運用・管理 を行うこと。</u> (2) <u>北海道地方非常通信協議会の運営に 関すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>																																			
機関名	事務又は業務																																			
東日本電信電話株式 会社北海道事業部	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電報電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>																																			
株式会社NTTドコ モ北海道支社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>																																			
KDDI株式会社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>																																			
ソフトバンク株式会 社	<u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほ か、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。</u>																																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																			
機関名	事務又は業務																																			
北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非 常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MIC -TEAM)による災害対応支援に関 すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対 策用移動電源車等の貸し出しに関する こと。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通 を確保するため、無線局の開局、周波 数等の指定変更及び無線設備の設置場 所等の変更を口頭等により許可を行 う特例措置(臨機の措置)の実施に関 すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被 災・復旧状況等の情報提供に関するこ と。</u>																																			
機関名	事務又は業務																																			
東日本電信電話株式 会社北海道事業部	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>																																			
株式会社NTTドコ モ北海道支社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>																																			
KDDI株式会社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>																																			
ソフトバンク株式会 社	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>																																			
<u>楽天モバイル株式 会社</u>	(1) <u>通信設備等の防災対策に関するこ と。</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と 通信設備の復旧に関すること。</u>																																			

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第3 道民及び民間事業者の基本的責務等</p> <p>（略）</p> <p>1 道民の責務</p> <p>（略）</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>①～⑧（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p>①～⑥（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>2 事業者の責務</p> <p>(4) 道民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 道民及び民間事業者の基本的責務等</p> <p>（略）</p> <p>1 道民の責務</p> <p>（略）</p> <p>(1) 平常時の備え</p> <p>①～⑧（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>⑨ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u></p> <p>(2) 災害時の対策</p> <p>①～⑥（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>⑦ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u></p> <p>（略）</p> <p>2 事業者の責務</p> <p>(4) 道民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>※第1章 総則</p> <p>第7節 町民及び事業者の基本的責務にて反映</p>	<p>※第1章 総則</p> <p>第7節 町民及び事業者の基本的責務にて反映</p>	<p>・リテラシー向上を追記【北海道】</p> <p>・偽情報拡散防止を追記【放送、有識者】</p> <p>・「火山防災の日」の制定に伴う修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況</p> <p>第3 既往地震における道内各（総合）振興局地域の最大震度</p> <p>表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(総合) 振興局名</th> <th>最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」</td> </tr> <tr> <td>根室</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和4年(2022年)1月1日</p> <p>(略)</p> <p>第7節 北海道における地震の想定</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>3 その他</p> <p>表1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0~0.002%</td> <td>1000年~2000年程度</td> <td>1739年~1885年</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日</p> <p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千島海溝沿い</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0~8.6程度</td> <td>0.4%</td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td>19.3年前</td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8~8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>49.5年前</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550~600年程度</td> <td>11.8年前</td> </tr> </tbody> </table>	(総合) 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]	(略)	(略)	上川	5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」	根室	(略)	主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.002%	1000年~2000年程度	1739年~1885年	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	(略)	千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	49.5年前	(略)	日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	11.8年前	<p>第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況</p> <p>第3 既往地震における道内各（総合）振興局地域の最大震度</p> <p>表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(総合) 振興局名</th> <th>最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>5強 中川：上川地方北部(2022) 5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」</td> </tr> <tr> <td>根室</td> <td>(略) 5弱 標津町：釧路沖(2023)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日</p> <p>(略)</p> <p>第7節 北海道における地震の想定</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>3 その他</p> <p>表1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0~0.003%</td> <td>1000年~2000年程度</td> <td>1739年~1885年</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日</p> <p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千島海溝沿い</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0~8.6程度</td> <td>0.6%</td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td>20.3年前</td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8~8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>50.5年前</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550~600年程度</td> <td>12.8年前</td> </tr> </tbody> </table>	(総合) 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]	(略)	(略)	上川	5強 中川：上川地方北部(2022) 5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」	根室	(略) 5弱 標津町：釧路沖(2023)	主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.003%	1000年~2000年程度	1739年~1885年	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	(略)	千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前	(略)	日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	12.8年前	<p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p> <p>第1節 上ノ国町における地震・津波の想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>(3) その他</p> <p>表2</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0~0.002%</td> <td>1000年~2000年程度</td> <td>1739年~1885年</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和4年(2022年)1月1日</p> <p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千島海溝沿い</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0~8.6程度</td> <td>0.3%</td> <td>9%</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td>18.3年前</td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8~8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>48.5年前</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550~600年程度</td> <td>10.8年前</td> </tr> </tbody> </table>	主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.002%	1000年~2000年程度	1739年~1885年	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	(略)	千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.3%	9%	40%程度	80.3年	18.3年前	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	48.5年前	(略)	日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	10.8年前	<p>更新対象外</p> <p>第1節 上ノ国町における地震・津波の想定</p> <p>1 想定地震</p> <p>(3) その他</p> <p>表2</p> <p>【活断層】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要断層耐名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯(主部)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0~0.003%</td> <td>1000年~2000年程度</td> <td>1739年~1885年</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日</p> <p>【海溝型地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域又は地震名</th> <th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔</th> <th rowspan="2">最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千島海溝沿い</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0~8.6程度</td> <td>0.6%</td> <td>10%程度</td> <td>40%程度</td> <td>80.3年</td> <td>20.3年前</td> </tr> <tr> <td>根室沖</td> <td>7.8~8.5程度</td> <td>30%程度</td> <td>80%程度</td> <td>90%程度以上</td> <td>65.1年</td> <td>50.5年前</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本海溝沿い</td> <td>超巨大地震(東北地方太平洋沖型)</td> <td>9.0程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>550~600年程度</td> <td>12.8年前</td> </tr> </tbody> </table>	主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.003%	1000年~2000年程度	1739年~1885年	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	(略)	千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前	(略)	日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	12.8年前	<p>・上川総合振興局管内で過去最大震度を観測した、2022年8月の上川地方北部の地震を追加【札幌管区気象台】</p> <p>・根室振興局内の標津町で観測した2023年の地震を追加【北海道】</p> <p>・長期評価の時点更新【札幌管区気象台】</p> <p>・長期評価の時点更新(算定基準日)【北海道】</p> <p>・長期評価の時点更新【北海道】</p>																																																																																																
(総合) 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
上川	5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
根室	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.002%	1000年~2000年程度	1739年~1885年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	49.5年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	11.8年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(総合) 振興局名	最大震度 [地点：地震名又は震央名（発生年）]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
上川	5強 中川：上川地方北部(2022) 5弱 中富良野：「平成15年(2003) 十勝沖地震」																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
根室	(略) 5弱 標津町：釧路沖(2023)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.003%	1000年~2000年程度	1739年~1885年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	12.8年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.002%	1000年~2000年程度	1739年~1885年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.3%	9%	40%程度	80.3年	18.3年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	48.5年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	10.8年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主要断層耐名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
石狩低地東縁断層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.003%	1000年~2000年程度	1739年~1885年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
千島海溝沿い	十勝沖	8.0~8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	12.8年前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編							上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）							備考 (道地域防災計画の 修正理由)															
前回版（R6.1及びR5.1）							現行（R7.1）							現行（R5.11）							修正案（R8.●）								
青森県 東方沖 及び岩 手県沖 北部	7.9程度	0.01% ～5%	10%～ 30%	70%～ 80%	97.0 年前	54.6 年前	青森県 東方沖 及び岩 手県沖 北部	7.9程度	0.02% ～5%	10%～ 30%	70%～ 80%	97.0 年前	55.6 年前	青森県 東方沖 及び岩 手県沖 北部	7.9程度	0.007 ～3%	10%～ 30%	70% 程度	97.0 年前	53.6 年前	青森県 東方沖 及び岩 手県沖 北部	7.9程度	0.02% ～5%	10%～ 30%	70%～ 80%	97.0 年前	55.6 年前	備考 (道地域防災計画の 修正理由)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
北海道 西方沖 の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400 ～ 3900 年程 度	82.4 年前	北海道 西方沖 の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400 ～ 3900 年程 度	83.4 年前	北海道 西方沖 の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400 ～ 3900 年程 度	81.4 年前	北海道 西方沖 の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400 ～ 3900 年程 度	83.4 年前		
北海道 南西沖 の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	29.5 前	北海道 南西沖 の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	30.5 年前	北海道 南西沖 の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	28.5 前	北海道 南西沖 の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	30.5 年前		
青森県 西方沖 の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	39.6 年前	青森県 西方沖 の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	40.6 年前	青森県 西方沖 の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	38.6 年前	青森県 西方沖 の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500～ 1400 年程 度	40.6 年前		
(注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日							(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日							(注) 算定基準日：令和4年(2022年)1月1日							(注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日								
第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。							第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 <u>また、流水接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流水とともに津波が押し寄せることがあり、1952年(昭和27年)3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区(当時)において、流水とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。</u>							2 想定地震津波 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 北海道が示す想定のうち、本町に影響を与える可能性のある地震津波は以下のとおりである。							2 想定地震津波 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 <u>また、流水接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流水とともに津波が押し寄せることがあり、1952年(昭和27年)3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区(当時)において、流水とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。</u> このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 北海道が示す想定のうち、本町に影響を与える可能性のある地震津波は以下のとおりである。								
(略)							(略)							(略)							(略)								
2 北海道太平洋沿岸の地震 北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成(参考図7-1-1～7-1-13)しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災							2 北海道太平洋沿岸の地震 北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成(参考図7-1-1～7-1-13)しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災							更新対象外 ※該当する記載がないため							更新対象外								

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。 この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、<u>今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道民の心構え 第6 津波に対する心得 1 住民 (1)～(4) (略) (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 船舶関係者 (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。 この新たな津波浸水想定の詳細は参考図11-1-1～11-1-9に示すとおりであり、<u>令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。</u></p> <p><u>3 北海道日本海沿岸の地震津波</u> 北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。 この津波浸水想定の詳細は、参考図9-1-1～9-1-8に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</p> <p><u>4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波</u> 北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。 この津波市に水想定の詳細は、参考図12-1-1～12-1-5に示すとおりであり、今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 道民の心構え 第6 津波に対する心得 1 住民 (1)～(4) (略) (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等</u>によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>2 船舶関係者 (略)</p> <p><u>3 漁業地域関係者</u> <u>(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に</u></p>	<p>(3) 北海道日本海沿岸の地震</p> <p>更新対象外</p> <p>※町による独自の記載のため</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 町民の心構え (6) 津波に対する心得 ア 一般住民 ①～④ (略) ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、<u>いわゆる津波地震や遠地津波の発生</u>の可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>イ 船舶関係者 (略)</p>	<p>(3) 北海道日本海沿岸の地震</p> <p>更新対象外</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>1 町民の心構え (6) 津波に対する心得 ア 一般住民 ①～④ (略) ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる<u>津波</u>（いわゆる津波地震や遠地津波、<u>火山噴火等によって引き起こされるもの</u>）が発生の可能性がある。</p> <p>(略)</p> <p>イ 船舶関係者 (略)</p> <p><u>ウ 漁業地域関係者</u> <u>(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を</u></p>	<p>・太平洋沿岸の被害想定公表及び減災計画の策定にともなう修正【北海道】</p> <p>・日本海沿岸及びオホーツク海沿岸の津波浸水想定を追記【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・59頁の「(3)漁業地域において、周知を図る事項」と整合を</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画 第11 津波に強いまちづくり 1（略） 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を<u>設定する</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>4（略） 5（略）</p> <p>第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 （略）</p> <p>防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p><u>行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。</u> <u>(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u> <u>(3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u></p> <p>第2節 地震に強いまちづくり推進計画 第11 津波に強いまちづくり 1（略） 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、<u>必要に応じ</u>、津波浸水想定を<u>見直す</u>ものとする。</p> <p><u>4 道及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</u></p> <p>5（略） 6（略）</p> <p>第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 （略）</p> <p>防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるな</u></p>	<p>2 地震・津波に強いまちづくり推進計画 (11) 津波に強いまちづくり</p> <p>ア～イ（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※該当する記載がないため</div> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>ウ（略） エ（略）</p> <p>3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 (1) 防災知識の普及・啓発 （略）</p> <p>防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p><u>見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。</u> <u>(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u> <u>(3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u></p> <p>2 地震・津波に強いまちづくり推進計画 (11) 津波に強いまちづくり</p> <p>ア～イ（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p><u>ウ 道及び町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</u></p> <p>エ（略） オ（略）</p> <p>3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 (1) 防災知識の普及・啓発 （略）</p> <p>防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占め</u></p>	<p>図るため追加【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・男女共同参画の観点を明記【とちかち防災マスターネットワ</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>（略）</p> <p>第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 防災訓練計画 第2 北海道防災会議の行う訓練 1 防災総合訓練 <u>災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。</u></p> <p>第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>（略）</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（<u>住民持参分を除く</u>）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>ど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 防災訓練計画 第2 北海道防災会議の行う訓練 1 防災総合訓練 <u>地震・津波災害を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。</u></p> <p>第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画</p> <p>（略）</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項にも留意しながら</u>概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>(1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u></p> <p><u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u></p> <p><u>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u></p> <p><u>(4) 備蓄倉庫については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u></p>	<p>（略）</p> <p>(3) 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 防災訓練計画</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※該当する記載がないため</p> </div> <p>※第4章 災害予防計画 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 にて反映</p>	<p><u>る女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>更新対象外</u></p> <p>※第4章 災害予防計画 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 にて反映</p>	<p>ーク】</p> <p>・「火山防災の日」の制定に伴う修正【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・備蓄に当たり留意すべき事項を追記</p> <p>・滞在人口の多い時間帯の発災【報道有識者】</p> <p>・アレルギー対応食等への配慮【気象予報士、日赤看護大】</p> <p>・孤立を想定した備蓄【報道、有識者】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品 … マスク、消毒液 燃料 … ガソリン、灯油 その他 … トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋</p> <p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画 第1 基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>第2 相互応援（受援）体制の整備 1 北海道 (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 市町村 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行える</p>	<p>[備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、<u>防寒具</u>、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用） 衛生用品 … マスク、消毒液 燃料 … ガソリン、灯油、<u>固形燃料、カセットガス</u> その他 … トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（<u>電源不要なもの</u>）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、<u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u></p> <p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画 第1 基本的な考え方</p> <p>（略）</p> <p>併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし</u>、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>第2 相互応援（受援）体制の整備 1 北海道 (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。<u>その際、本州など国内他地域とは津軽海峡等によって隔てられており、これらの地域からの受援にあたっては陸送が困難であること、時間を要すること等を十分考慮することとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 市町村 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行える</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第5節 相互応援（受援）体制整備計画にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第5節 相互応援（受援）体制整備計画にて反映</p>	<p>・ 採暖に必要な備蓄 【陸上自衛隊北部方面総監部】</p> <p>・ 防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・ 本州等からの受援は課題がある旨の修正【北ガス】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>よう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (1) (略) (2) (略) ア～ウ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>エ (略) オ (略)</p>	<p>よう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（北海道社会福祉協議会）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (1) (略) (2) (略) ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 避難所開設・運営訓練 指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p>オ (略) カ (略)</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画にて反映</p>	<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道、北海道社会福祉協議会】</p> <p>・訓練の例示を追加【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>（略）</p> <p>第8節 避難体制整備計画 第1 避難誘導體制の構築</p> <p>（略）</p> <p>5 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>6～7（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>8</u>（略） <u>9</u>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 避難所の確保等</p>	<p>（略）</p> <p>第8節 避難体制整備計画 第1 避難誘導體制の構築</p> <p>（略）</p> <p>5 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>6～7（略）</p> <p><u>8 道及び市町村は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u></p> <p><u>9</u>（略） <u>10</u>（略）</p> <p><u>11 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市町村は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>12 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。道と市町村は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 避難所の確保等</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第7節 避難体制整備計画 にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第7節 避難体制整備計画 にて反映</p>	<p>・新型コロナウイルスの5類感染症への移行を踏まえた修正【日赤看護大】</p> <p>・観光客の避難等の体制構築に係る修正【北海道】</p> <p>・冬期の避難体制構築を明示【日赤看護大】</p> <p>・広域避難の具体的な手順等を定める【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第4 市町村における避難計画の策定等 (略)</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知 市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>8 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>9 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>第4 市町村における避難計画の策定等 (略)</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等の作成及び住民への周知 市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選</p>			<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・Webハザードマップを明記【日赤看護大】</p> <p>・紙以外の媒体も含むよう修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>択肢としてあること、<u>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと</u>等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>3 市町村等の避難計画 市町村等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-9参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区<u>及び対象人口</u></p> <p>(3)～(4) (略) (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置 ② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ <u>暖房</u>及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護 <u>(新設)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4 避難に関する広報 (1)～(2) (略) <u>(3) (略)</u></p>	<p>択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>3 市町村等の避難計画 市町村等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。</p> <p>道は、津波避難計画策定指針（資料編9-9参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差違や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) (略) (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u></p> <p>(3)～(4) (略) (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>① 給水、給食措置 ② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ <u>冷暖房</u>及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護 <u>⑥ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4 避難に関する広報 (1)～(2) (略) <u>(3) SNSを活用した周知</u> <u>(4) (略)</u></p>			<p>・内閣府「避難情報に関するガイドライン」において、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さないため削除【札幌管区気象台】</p> <p>・昼夜間人口の差異に留意することを追記【気象予報士】</p> <p>・家庭動物受入れ体制の整備【北海道】 ・「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和5年7月12日付け府政防第2842号、消防第131号）通知による、避難所の冷暖房の充実強化を踏まえた修正【北海道】 ・尊厳が保たれるよう配慮【日赤看護大】</p> <p>・広報ツールの追加【日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>(4) (略) (5) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、個人データ</u>の取扱いには十分留意するものとする。</p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 安全対策</p> <p>1 道の対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域における安全体制の確保</p> <p>災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例<u>を紹介するなど作成支援に努めていく。</u></p>	<p>(5) (略) (6) (略)</p> <p><u>5 避難所運営</u> <u>避難所運営において、市町村は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p>第5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u></p> <p>このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。</u> <u>システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。</u></p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 安全対策</p> <p>1 道の対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域における安全体制の確保</p> <p>災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。</p> <p>このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例<u>や留意点等の提示、研修会の実施等の取り組みを通じた支援に</u></p>	<p>※第4章 災害予防計画</p> <p>第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画</p> <p>第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>にて反映</p>	<p>・能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>(略)</p> <p>2 市町村の対策 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の策定 市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>避難支援等関係者と連携しながら策定に取り組む。</u></p> <p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を</p>	<p>努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の対策 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する</u>等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の策定 市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を</p>			<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p>4 外国人に対する対策</p> <p>（略）</p> <p><u>1</u> 多言語による広報の充実 <u>2</u> 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p> <p><u>3</u> 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 <u>4</u> 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</p> <p>（略）</p> <p>第10節 津波災害予防計画 第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「<u>津波浸水予測図</u>」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 津波警戒の周知徹底 (1) 住民に対し、周知を図る事項 ア～エ（略） オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p>	<p>除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。</p> <p><u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>4 外国人に対する対策</p> <p>（略）</p> <p><u>(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、</u> 多言語による広報の充実 <u>(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化</u> <u>(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</u> <u>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u></p> <p>（略）</p> <p>第10節 津波災害予防計画 第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定<u>や見直し</u>を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 津波警戒の周知徹底 (1) 住民に対し、周知を図る事項 ア～エ（略） オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等</u>によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。</p>	<p>第2節 災害予防計画 5 津波災害予防計画 (2) 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、<u>防ぎよ</u>することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「<u>津波浸水予測図</u>」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>イ 津波警戒の周知徹底 ①一般住民に対し、周知を図る事項 A～c（略） e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、<u>いわゆる津波地震や遠地地震の発生</u>の可能性がある。</p>	<p>第2節 災害予防計画 5 津波災害予防計画 (2) 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、<u>防御</u>することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>イ 津波警戒の周知徹底 ①一般住民に対し、周知を図る事項 A～c（略） e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる<u>津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）</u>が発生の可能性がある。</p>	<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・避難情報伝達や広報等の充実について追記【気象予報士、報道・有識者】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）																																											
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）																																												
<p>第14節 土砂災害の予防計画 第1 現況</p> <p>1 本道における、<u>当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所数並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</u></p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>平成14年度公表 土砂災害危険箇所</th> <th>土砂災害警戒 区域</th> <th>土砂災害 特別警戒 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,466</td> <td>6,511</td> <td>6,227</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,995</td> <td>4,733</td> <td>1,801</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>437</td> <td>506</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数計</td> <td>11,898</td> <td>11,750</td> <td>8,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.4.1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,474</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策 2 市町村</p> <p>(4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他</p>	自然現象の種類	平成14年度公表 土砂災害危険箇所	土砂災害警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域	急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227	土石流	4,995	4,733	1,801	地滑り	437	506	0	指定箇所数計	11,898	11,750	8,028	区分	箇所数	山地災害危険地区	15,474	<p>第14節 土砂災害の予防計画 第1 現況</p> <p>1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R5.12.1現在】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6,516</td> <td>6,232</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4,733</td> <td>1,801</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>506</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数計</td> <td>11,757</td> <td>8,033</td> </tr> </tbody> </table> <p>※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 （北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況） https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/（HP版） https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/（スマートフォン版）</p> <p>2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">【R6.4.1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害危険地区</td> <td>15,493</td> </tr> </tbody> </table> <p>※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。 （北海道（民有林）の山地災害危険地区） https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/ （北海道（国有林）の山地災害危険地区） https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html</p> <p>(略)</p> <p>第2 予防対策 2 市町村</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設</p>	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	6,516	6,232	土石流	4,733	1,801	地滑り	506	0	指定箇所数計	11,757	8,033	区分	箇所数	山地災害危険地区	15,493	<p>※第4章 災害予防計画 第17節 土砂災害予防計画 にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第17節 土砂災害予防計画 にて反映</p>	<p>・国通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正及び時点修正【北海道】</p> <p>・令和5年4月1日現在の土砂災害計画区域数及び山地災害危険地区数に修正し、情報掲載先を追加【北海道】</p> <p>・令和6年4月1日現在の山地災害危険区域数に修正【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p>
自然現象の種類	平成14年度公表 土砂災害危険箇所	土砂災害警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域																																												
急傾斜地の崩壊	6,466	6,511	6,227																																												
土石流	4,995	4,733	1,801																																												
地滑り	437	506	0																																												
指定箇所数計	11,898	11,750	8,028																																												
区分	箇所数																																														
山地災害危険地区	15,474																																														
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																													
急傾斜地の崩壊	6,516	6,232																																													
土石流	4,733	1,801																																													
地滑り	506	0																																													
指定箇所数計	11,757	8,033																																													
区分	箇所数																																														
山地災害危険地区	15,493																																														

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</p> <p>3 北海道開発局</p> <p>（略）</p> <p>第3 形態別予防計画 1 地すべり等予防計画</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略） (2) 北海道 ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。 また、市町村に対し地すべり危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>イ～ウ（略） (3) 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>2 崖崩れ防止対策</p> <p>（略）</p>	<p>設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。</p> <p>3 北海道開発局</p> <p>（略）</p> <p>第3 形態別予防計画 1 地すべり等予防計画</p> <p>（略）</p> <p>(1)（略） (2) 北海道 ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。 また、市町村に対し土砂災害警戒区域等に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>イ～ウ（略） (3) 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 土砂災害警戒区域等の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>2 崖崩れ防止対策</p> <p>（略）</p>			<p>・文言修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策 ア 北海道 (ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。 また、市町村に対し<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。 (イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>危険区域</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。 (略)</p> <p>第16節 積雪・寒冷対策計画 第2 交通の確保 (略)</p> <p>2 航空輸送の確保 道及び防災関係機関は、地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する<u>集落</u>の発生が予想されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。 (1) (略) (2) 緊急時ヘリポートの確保 道及び市町村は、孤立が予想される<u>集落</u>のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。 (略)</p> <p>第4 寒冷対策の推進 1 避難所対策 市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電</p>	<p>(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策 ア 北海道 (ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。 また、市町村に対し<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。 (イ)～(エ) (略)</p> <p>イ 市町村 住民に対し、土砂災害警戒区域<u>等</u>の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 <u>土砂災害警戒区域等</u>の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。 (略)</p> <p>第16節 積雪・寒冷対策計画 第2 交通の確保 (略)</p> <p>2 航空輸送の確保 道及び防災関係機関は、地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する<u>地域</u>の発生が予想されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。 (1) (略) (2) 緊急時ヘリポートの確保 道及び市町村は、孤立が予想される<u>地域</u>のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。 (略)</p> <p>第4 寒冷対策の推進 1 避難所対策 市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第18節 積雪・寒冷対策計画 にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第18節 積雪・寒冷対策計画 にて反映</p>	<p>・強靱化計画に表記を統一【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p>	<p>源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u>、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p> <p><u>市町村は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p>			<p>・寒冷対策を追記【日赤看護大】</p>

前回版 (R6.1 及び R5.1)

現行 (R7.1)

現行 (R5.11)

修正案 (R8.●)

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策組織

1 道の災害対策組織

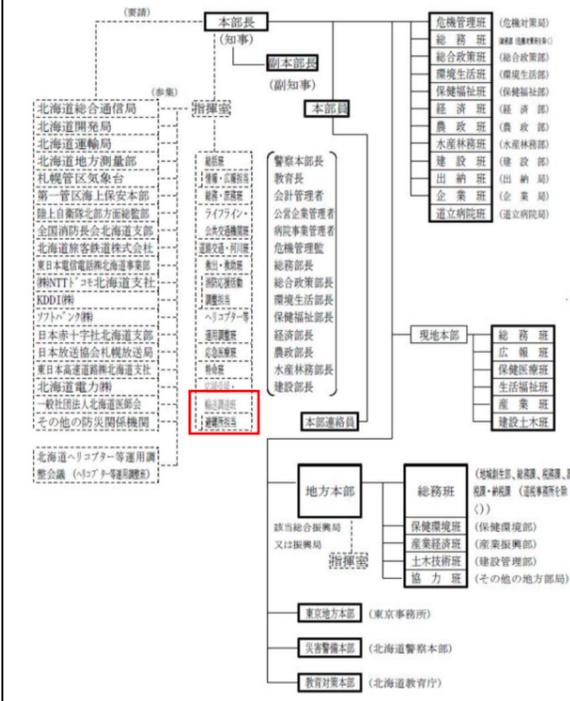
- (1) (略)
- (2) 災害対策連絡本部
 - ア 災害対策連絡本部
 - (7) 設置
- (略)

「連絡本部設置基準」

- 1 道内に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 2 本道沿岸に大津波警報が発表されたとき
- 3 道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき

(イ) 組織等
① 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



(略)

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策組織

1 道の災害対策組織

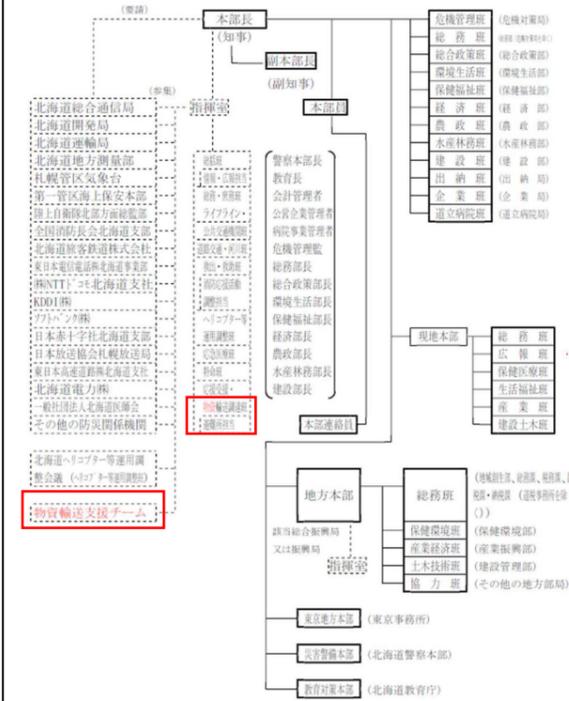
- (1) (略)
- (2) 災害対策連絡本部
 - ア 災害対策連絡本部
 - (7) 設置
- (略)

連絡本部設置基準

- 1 道内に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 2 本道沿岸に大津波警報が発表されたとき
- 3 道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき
(北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を含む)

(イ) 組織等
① 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



(略)

更新対象外

※北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い防災対応をとるべきエリア 外のため

※第3章 防災組織
第2節 災害対策本部
にて反映

更新対象外

※第3章 防災組織
第2節 災害対策本部
にて反映

・南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、3に北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表も含まれることを明記【北海道】

・効率的な運用を図るため組織を追加【北海道】

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																							
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																								
<p>イ 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 組織等</p> <p>① (略)</p> <p>② 所掌等</p> <p>地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部 <u>地域政策課</u> において処理する。</p> <p>(略)</p> <p>(I) 災害対策本部指揮室</p> <p>(略)</p> <p>② 組織等</p> <p>a 組織 (略)</p> <p>b 運営 (略)</p> <p>c 所掌 (略)</p>	<p>イ 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 組織等</p> <p>① (略)</p> <p>② 所掌等</p> <p>地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部 <u>危機対策室</u> において処理する。</p> <p>(略)</p> <p>(I) 災害対策本部指揮室</p> <p>(略)</p> <p>② 組織等</p> <p>a 組織 (略)</p> <p>b 運営 (略)</p> <p>c 所掌 (略)</p>			<p>・道の組織機構改正に伴う修正【北海道】</p> <p>・所掌事務の修正【北海道】</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[情報・広報担当]</td> <td>(略) <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援受援・輸送調達班</td> <td>○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の <u>輸送・調達</u> 等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>[避難所担当]</td> <td>避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策地方本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織等</p> <p>① 組織 (略)</p>	班	所掌事務	総括班		(略)	[情報・広報担当]	(略) <u>(新設)</u>	(略)	(略)	応援受援・輸送調達班	○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の <u>輸送・調達</u> 等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 <u>(新設)</u>	[避難所担当]	避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[情報・広報担当]</td> <td>(略) ○<u>死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援受援・輸送調達班</td> <td>○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の調達等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 ○<u>物資(食料、水、生活必需品等)の輸送等に係る物資輸送支援チームとの調整に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>[避難所担当]</td> <td>避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策地方本部</p> <p>(略)</p> <p>(1) 組織等</p> <p>① 組織 (略)</p>	班	所掌事務	総括班	(略)	[情報・広報担当]	(略) ○ <u>死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する事</u>	(略)	(略)	応援受援・輸送調達班	○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の調達等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 ○ <u>物資(食料、水、生活必需品等)の輸送等に係る物資輸送支援チームとの調整に関する事</u>	[避難所担当]	避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事	
班	所掌事務																										
総括班	(略)																										
[情報・広報担当]	(略) <u>(新設)</u>																										
(略)	(略)																										
応援受援・輸送調達班	○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の <u>輸送・調達</u> 等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 <u>(新設)</u>																										
[避難所担当]	避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事																										
班	所掌事務																										
総括班	(略)																										
[情報・広報担当]	(略) ○ <u>死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する事</u>																										
(略)	(略)																										
応援受援・輸送調達班	○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資(食料、水、生活必需品等)の調達等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 ○ <u>物資(食料、水、生活必需品等)の輸送等に係る物資輸送支援チームとの調整に関する事</u>																										
[避難所担当]	避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事																										

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）												
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）													
<p>② 運営（略） ③ 所掌（略）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">地方本部</td></tr> <tr><td>総務班</td><td>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報</td></tr> <tr><td colspan="2">（略）</td></tr> </table> <p>第2節 地震、津波情報の伝達計画 第1 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>（略）</p> <p>2 緊急地震速報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。 (3) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」とい</p>	地方本部		総務班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報	（略）		<p>② 運営（略） ③ 所掌（略）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">地方本部</td></tr> <tr><td>総務班</td><td>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達</td></tr> <tr><td colspan="2">（略）</td></tr> </table> <p>第2節 地震、津波情報の伝達計画 第1 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>（略）</p> <p>2 緊急地震速報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。 (3) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」とい</p>	地方本部		総務班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達	（略）		<p>第3節 災害応急対策計画 2 地震、津波情報の伝達計画 (1) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>（略）</p> <p>イ 緊急地震速報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>(2) 津波警報等の種類及び内容 ア 津波警報等の種類 ① 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 ② 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。 ③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。 イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警</p>	<p>第3節 災害応急対策計画 2 地震、津波情報の伝達計画 (1) 緊急地震速報 ア 緊急地震速報の発表等 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>（略）</p> <p>イ 緊急地震速報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>(2) 津波警報等の種類及び内容 ア 津波警報等の種類 ① 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 ② 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。 ③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。 イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」とい</p>	<p>・現況に即した修正【北海道】</p> <p>・文言修正【札幌管区气象台】</p> <p>・文言修正【札幌管区气象台】</p>
地方本部																
総務班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報															
（略）																
地方本部																
総務班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達															
（略）																

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）				備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																						
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）																																																																									
<p>う) を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>想定される被害ととるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大 (巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大 (巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>予報区単位で発表される。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。</p> <p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>想定される被害ととるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>報等」という) を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>想定される被害ととるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	<p>波予報区単位で発表される。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。</p> <p>① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>想定される被害ととるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	<p>・気象庁公表内容との整合のため修正【北海道】</p>
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動																																																																									
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大 (巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																																									
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																																										
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																																										
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																																									
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																																									
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動																																																																									
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																																									
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																																										
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																																										
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																																									
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																																									
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動																																																																									
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																									
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																																										
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																																										
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																									
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。																																																																									
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害ととるべき行動																																																																									
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大 (巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																									
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																																										
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																																										
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																									
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない) 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。																																																																									

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																																			
前回版（R6.1 及び R5.1）		現行（R7.1）		現行（R5.11）	修正案（R8.●）																																																																																																		
(略) 3 地震・津波に関する情報の種類と内容 (1) 地震に関する情報		(略) 3 地震・津波に関する情報の種類と内容 (1) 地震に関する情報		(略) (3) 地震・津波に関する情報の種類と内容 ア 地震に関する情報																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点があれば、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点があれば、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上※ ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上※ ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (大津波警報または津波警報、注意報(以下「津波警報等」という。))を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>震度1以上 津波警報等の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td> <td>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報または津波警報、注意報(以下「津波警報等」という。))を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報等の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>震度1以上 津波警報、注意報の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</td> <td>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報、注意報の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	<p>・従来「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」が「震源・震度情報」に統合されたこと及び気象庁の情報内容の変更に伴い修正【札幌管区気象台】</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																																																																																																					
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																																																																																					
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																																																																																					
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点があれば、その市町村名を発表																																																																																																					
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表																																																																																																					
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																																																																					
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																																																																																					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表																																																																																																					
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20分～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。																																																																																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																																																																																					
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																																																																																					
震源に関する情報	・震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが発表しない」被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																																																																																					
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																																																																																																					
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																																																																					
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																																																																																					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上※ ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表																																																																																																					
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)																																																																																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																																																																																					
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																																																																																					
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報または津波警報、注意報(以下「津波警報等」という。))を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																																																																																					
震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報等の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																																																																																																					
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)																																																																																																					
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																																																																					
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																																																																					
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																																																																																					
地震情報の種類	発表基準	内容																																																																																																					
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																																																																																					
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報等)を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																																																																																																					
震源・震度に関する情報	震度1以上 津波警報、注意報の発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表																																																																																																					
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)																																																																																																					
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表※1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																																																																					
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																																																																																					
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																																																																																					

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編

上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）

備考
(道地域防災計画の
修正理由)

前回版 (R6.1 及び R5.1)

現行 (R7.1)

現行 (R5.11)

修正案 (R8.●)

(2) 地震活動に関する解説資料等
(略)

(2) 地震活動に関する解説資料等
(略)

イ 地震活動に関する解説資料等
(略)

イ 地震活動に関する解説資料等
(略)

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

第4 津波警報等の伝達

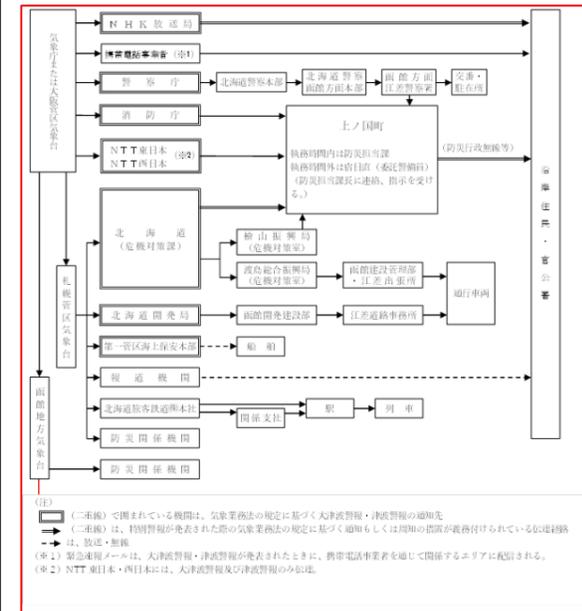
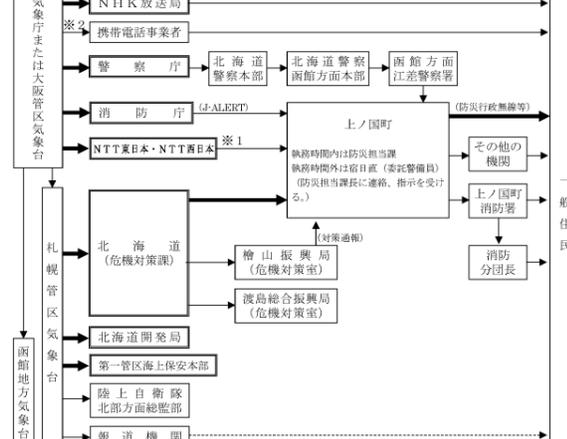
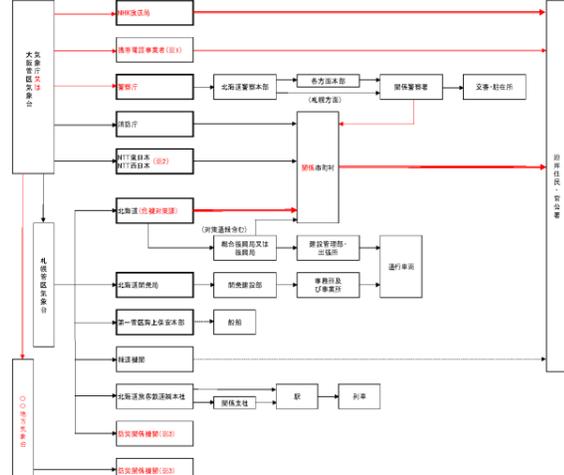
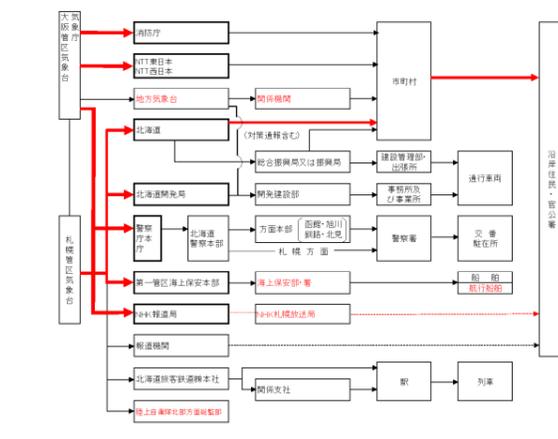
津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

(5) 津波警報等の伝達

(5) 津波警報等の伝達



※注
□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ は放送
→ は放送
→ は、気象業務法に基づき通知等の義務及び放送以外の伝達
※ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみを連絡する。
※ 別添資料は、北海道防災情報システムより提供

□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ は、放送・無線
→ は、放送・無線
→ は、気象業務法に基づき通知等の義務及び放送以外の伝達
※ (注) 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみを連絡
※ 2 緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発せられたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ (点線)は、放送・無線

※ 1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみを連絡
※ 2 緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発せられたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ (点線)は、放送・無線

□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ は、放送・無線
→ は、放送・無線
→ は、気象業務法に基づき通知等の義務及び放送以外の伝達
※ (注) 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみを連絡
※ 2 緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発せられたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
□ (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
○(点線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
→ (点線)は、放送・無線

第3節 災害情報等の収集、伝達計画
第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

第3節 災害情報等の収集、伝達計画
第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

※第4章 災害予防計画
第9節 情報収集・伝達体制整備計画にて反映

※第4章 災害予防計画
第9節 情報収集・伝達体制整備計画にて反映

1 (略)

2 道、市町村及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。（参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定）

1 (略)

2 道、市町村及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。（参考資料編8-2 帰宅支援に関する協定）

・気象庁の情報内容の変更に伴い修正【札幌管区気象台】

・関係機関への伝達系統の修正【札幌管区気象台、北海道】

・防災基本計画との整合及び国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）																																																																																																																																																																												
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）																																																																																																																																																																													
<p>3～4（略）</p> <p>5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6 被害状況報告</p> <p>○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-43423</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>（略）</p> <p>3 市町村の広報</p>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線(注1)	電話	90-49013	FAX	90-49033	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-43423	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線(注3)	5017	5010	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話	90-49175	FAX	90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5010	<p>定)</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6 被害状況報告</p> <p>○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 災害広報・情報提供計画 第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>（略）</p> <p>3 市町村の広報</p>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線(注1)	電話	90-49013	FAX	90-49033	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線(注3)	5017	5017	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話	90-49175	FAX	90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5017	<p>※第5章 災害応急対策計画 第2節 災害情報収集・伝達計画にて反映</p> <p>(7) 情報等の収集及び伝達 イ 町の報告 火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>*-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>*-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5010</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第5章 災害応急対策計画 第4節 災害広報・情報提供計画にて反映</p>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線(注1)	電話	*-90-49013	FAX	*-90-49033	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線(注3)	5017	5010	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話	*-90-49175	FAX	*-90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5010	<p>※第5章 災害応急対策計画 第2節 災害情報収集・伝達計画にて反映</p> <p>(7) 情報等の収集及び伝達 イ 町の報告 火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先【通常時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日(9:30～18:15)</th> <th>平日(左記時間帯以外)・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>*-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線(注3)</td> <td>5017</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線(注1)</td> <td>電話</td> <td>*-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク(注2)</td> <td>電話</td> <td>*-048-500-90-49175</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>*-048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>中央防災無線</td> <td>5017</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第5章 災害応急対策計画 第4節 災害広報・情報提供計画にて反映</p>	時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537	消防防災無線(注1)	電話	*-90-49013	FAX	*-90-49033	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	FAX	*-048-500-90-49033	中央防災無線(注3)	5017	5017	報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	消防防災無線(注1)	電話	*-90-49175	FAX	*-90-49036	地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175	FAX	*-048-500-90-49036	中央防災無線	5017	<p>・消防庁の電話番号等の修正【北海道】</p>
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																														
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	90-49033																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-43423																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																																																																														
中央防災無線(注3)	5017	5010																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																															
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	90-49036																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																																																																														
中央防災無線	5010																																																																																																																																																																															
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																														
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	90-49033																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																																																																														
中央防災無線(注3)	5017	5017																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																															
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	90-49036																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																																																																														
中央防災無線	5017																																																																																																																																																																															
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																														
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	*-90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	*-90-49033																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																																																																														
中央防災無線(注3)	5017	5010																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																															
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	*-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-90-49036																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																																																																														
中央防災無線	5010																																																																																																																																																																															
時間帯	平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																														
NTT回線	電話	03-5253-7527																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7537																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	*-90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	*-90-49033																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49033																																																																																																																																																																														
中央防災無線(注3)	5017	5017																																																																																																																																																																														
報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																																																																																																															
NTT回線	電話	03-5253-7510																																																																																																																																																																														
	FAX	03-5253-7553																																																																																																																																																																														
消防防災無線(注1)	電話	*-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-90-49036																																																																																																																																																																														
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175																																																																																																																																																																														
	FAX	*-048-500-90-49036																																																																																																																																																																														
中央防災無線	5017																																																																																																																																																																															

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分に把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難対策計画 第5 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>3 外国人に対する対策</p> <p>（略）</p> <p>ア 多言語による広報の充実 イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>（略）</p> <p>第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分に把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する<u>ことや要配慮者等に必要な</u>情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難対策計画 第5 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>3 外国人に対する対策</p> <p>（略）</p> <p>ア <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等、</u>多言語による広報の充実 イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化<u>及びピクトグラム化</u> ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</p> <p>（略）</p> <p>第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市町村が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、</u>速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 にて反映</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画 にて反映</p>	<p>※第4章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 にて反映</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画 にて反映</p>	<p>・要配慮者等に必要な情報を広報する旨追記【北海道】</p> <p>・避難情報伝達や広報等の充実について追記【気象予報士、報道・有識者】</p> <p>・能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>第9 指定避難所の開設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>2 市町村は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所に関与運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u> <u>なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第9 指定避難所の開設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 市町村は、感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第10 指定避難所等の運営管理等</p> <p>1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>2 市町村は、<u>指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>			<p>・能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)	
<p>4 市町村は、指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10 (略) 11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略)</p>	<p>4 市町村は、指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>5 市町村は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u>、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに</u>、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 市町村は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</u></p> <p>11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略) 18 (略)</p>			<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・尊厳が保たれるよう配慮【日赤看護大】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第11 広域避難</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 関係機関の連携</p> <p>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第12 広域一時滞在</p> <p>1 道内における広域一時滞在</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応</p> <p>道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>第11 広域避難</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 関係機関の連携</p> <p>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u></p> <p style="text-align: center;"><u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u></p> <p style="text-align: center;"><u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u></p> <p style="text-align: center;"><u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u></p> <p style="text-align: center;"><u>キ 広域避難先での継続的な支援</u></p> <p>（略）</p> <p>第12 広域一時滞在</p> <p>1 道内における広域一時滞在</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(7) 知事は、上記(1)に基づく市町村長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(8)</u>（略）</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応</p> <p>道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p>4 関係機関の連携</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この場合においては、次の事項に留意して</u></p>			<p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p> <p>・受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨を追記【北海道】</p> <p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>4 内閣総理大臣による協議等の代行 (略)</p> <p>第6節 救助救出計画 第1 実施責任 (略)</p> <p>2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。</p> <p>3 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p> <p>また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。</p>	<p><u>対応するものとする。</u> <u>ア 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域一時滞在先での継続的な支援</u> <u>(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>5 内閣総理大臣による協議等の代行 (略)</p> <p>第6節 救助救出計画 第1 実施責任 (略)</p> <p>2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。 <u>また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。</u></p> <p>3 北海道 道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。 <u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u> また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。 道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第10節 救助救出計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第10節 救助救出計画 にて反映</p>	<p>・海上保安庁防災業務計画との整合のため修正【第一管区海上保安本部】</p> <p>・要救助者に関する情報集約、調整等の役割を明記【陸上自衛隊北部方面総監部】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第8節 津波災害応急対策計画 第2 住民等の避難・安全の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 沿岸市町村 市町村長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう伝達する。</p> <p>2 北海道 市町村が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。 また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者 (1)～(2)（略）</p> <p>4 東京航空局道内各空港事務所 航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。</p>	<p>第8節 津波災害応急対策計画 第2 住民等の避難・安全の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 沿岸市町村 市町村長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示等を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう伝達する。</p> <p>2 北海道 市町村が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。 また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 交通応急対策計画 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 <u>道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。</u> <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所及び空港運営権者 (1)～(2)（略）</p> <p>4 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所及び空港運営権者 航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。</p>	<p>更新対象外</p> <p>※「勧告」→「指示」 に更新済みのため</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第14節 交通応急対策計画 にて反映</p>	<p>更新対象外</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第14節 交通応急対策計画 にて反映</p>	<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・北海道道路啓開計画（第2版）が策定されたため、この計画に準拠し実施することを追加【北海道】</p> <p>・能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえた修正（北海道）</p> <p>・空港管理事務所も含む内容であるため追記（北海道）</p> <p>・空港管理事務所、空港運営権者も含む内容であるため追記（北海道）</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>5～9（略）</p> <p>第3 海上交通安全の確保</p> <p>（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>4 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第4 緊急輸送のための交通規制</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>（略）</p> <p>(5) <u>事前届出制度</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度</u>の周知を行うとともに、自らも<u>事前届出</u>を積極的に<u>する</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第12節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画</p> <p>地震・津波災害時における<u>消防防災ヘリコプター等</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 道内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等</u>を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>ヘリコプター等</u>の活動内容</p> <p>1～3（略）</p>	<p>5～9（略）</p> <p>第3 海上交通安全の確保</p> <p>（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</u></p> <p>5 水路の水深に異状を生じたとき認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p> <p>（略）</p> <p>第4 緊急輸送のための交通規制</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>（略）</p> <p>(5) <u>発災前確認手続</u>の普及等 道、市町村及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>確認手続を発災前に行うことができる旨</u>周知を行うとともに、自らも<u>発災前の手続</u>を積極的に<u>行う</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第12節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画</p> <p>地震・津波災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 道内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>航空機</u>の活動内容</p> <p>1～3（略）</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第9節 ヘリコプター等活用計画にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第9節 ヘリコプター等活用計画にて反映</p>	<p>・海上保安庁防災業務計画との整合のため修正【第一管区海上保安本部】</p> <p>・事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正【北海道、北海道警察本部】</p> <p>・無人航空機の位置づけ及びそれに伴う活動内容等の整理【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>4 その他 <u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動等 1 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。 災害が大規模で、所管<u>ヘリコプター</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第3章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村への<u>ヘリコプター</u>の応援要請などを行う。</p> <p>2～4（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p>第4 <u>ヘリコプター等</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>ヘリコプター等</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。</p> <p>第5 市町村の対応等</p>	<p>4 その他 <u>航空機</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 <u>航空機</u>保有機関の活動等 1 北海道 道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。 災害が大規模で、所管<u>航空機</u>で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第3章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村への<u>航空機</u>の応援要請などを行う。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第4 <u>無人航空機の活動等</u> <u>防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。</u></p> <p>第5 <u>航空機及び無人航空機</u>保有機関の活動体制 大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機<u>及びドローン等の無人航空機</u>が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。 このため、<u>ヘリコプター等の航空機については</u>、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、<u>航空機</u>を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。 <u>また、道は、ドローン等の無人航空機を有効に活用するとともに、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、災害対策本部内に設ける危機管理班や災害対策本部指揮室に設けるヘリコプター等運用調整班において、航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとし、必要に応じて、国に対し、緊急用務空域の指定を依頼するほか、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第6 市町村の対応等</p>			<p>・文言修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>(略)</p> <p>第14節 給水計画 第1 実施責任 1 市町村</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いてこれを浄化し、<u>飲料水として</u>住民に供給するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 応援の要請 市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。</p> <p>また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する応急給水について必要な要請を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第14節 給水計画 第1 実施責任 1 市町村</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活用水の確保 災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄化施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、住民に供給するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 応援の要請 市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し</u>、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。</p> <p>また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する応急給水について必要な要請を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第17節 給水計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第17節 給水計画 にて反映</p>	<p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p> <p>・民間事業者等との協定締結を追記【北海道開発局】</p> <p>・国の自主点検レポートを踏まえた修正【北海道】</p> <p>・民間事業者等との協定締結を追記【北海道開発局】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第16節 石油類燃料供給計画 第1 実施責任</p> <p>（略）</p> <p>2 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) 北海道経済産業局</p> <p>（略）</p> <p>第2 石油類燃料の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</p> <p>また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>16節 石油類燃料供給計画 第1 実施責任</p> <p>（略）</p> <p>2 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設又は防災関係機関等が所有する移動基地局車や移動電源車等の資機材（以下本節において「重要施設等」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、政府災害対策本部に対し、道が指定する重要施設等への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</p> <p>3 指定地方行政機関 北海道経済産業局</p> <p>（略）</p> <p>第2 石油類燃料の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。</p> <p>また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。</p> <p>第3 緊急車両等への優先給油の実施 発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第19節 石油類燃料供給計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第19節 石油類燃料供給計画 にて反映</p>	<p>・要請対象の明確化【北海道】</p> <p>・文言修正【北海道】</p> <p>・優先給油対象車両等の明確化【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第3 平常時の取組</p> <p>道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。</p> <p>また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。</p> <p>北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 医療救護計画 第2 医療救護活動の実施 1 北海道</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施される</p>	<p>・<u>緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u></p> <p>・<u>規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u></p> <p>・<u>道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</u></p> <p>・<u>自衛隊車両</u></p> <p>・<u>優先給油対象車両証明書を提示した車両</u></p> <p>・<u>その他、知事が必要と認めた車両</u></p> <p>第4 平常時の取組</p> <p>道は、重要施設<u>等に係る</u>燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設<u>等</u>管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。</p> <p>また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等<u>管理者</u>に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う<u>とともに、防災関係機関に対して、発災前に緊急通行車両標章の交付及び規制除外車両の事前届出の手続きを行うことができる旨周知を行い、普及を図るものとする。</u></p> <p>北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 医療救護計画 第2 医療救護活動の実施 1 北海道</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害支援ナース</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等</u>や<u>他都府県等から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、保健師等</u>の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第11節 医療救護計画 にて反映</p>	<p>・文言修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正及びDHEAT、保健師等、災害薬事コーディネーターの位置付けを明記【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>よう、努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 協力機関等（協定書については、資料編8-2参照）</p> <p>(8) 北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p> <p>（略）</p> <p>第23節 住宅対策計画 第2 実施の方法 3 応急仮設住宅 <u>（新設）</u></p> <p>(1) （略） (2) （略） (3) 建設型応急住宅の設置 原則として建設型応急住宅の設置は知事が行う。 (4) 建設型応急住宅の建設用地 道及び市町村は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p>	<p>コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 協力機関等（協定書については、資料編8-2参照）</p> <p>(8) 北海道看護協会 北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p> <p>（略）</p> <p>第23節 住宅対策計画 第2 実施の方法 3 応急仮設住宅 <u>(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>ア 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>イ 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅の提供</u> (2) （略） (3) （略） (4) 設置戸数 <u>道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</u> (5) 建設型応急住宅の建設地、構造等 ・道及び市町村は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 ・建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ・応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第23節 住宅対策計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第23節 住宅対策計画 にて反映</p>	<p>・制度改正に伴う文言修正【北海道】</p> <p>・ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を追記【北海道、日赤看護大】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>(5) <u>建設戸数（借上げを含む。）</u> 道は、市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>(6) <u>規模、構造、存続期間及び費用</u> ア～ウ（略）</p> <p>(7)～(8)（略）</p> <p>第24節被災建築物安全対策計画 第2 石綿飛散防災対策</p> <p>（略）</p> <p>1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（<u>改訂版</u>）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第28節 広域応援・受援計画 地震等による大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。</p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画第11」による。</p> <p>第3 北海道警察 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。</u></p> <p>(6) 費用 <u>災害救助法及び関係法令の定めるところによる。</u></p> <p>(7)～(8)（略）</p> <p>第24節被災建築物安全対策計画 第2 石綿飛散防災対策</p> <p>（略）</p> <p>1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（<u>第3版</u>）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第28節 広域応援・受援計画 地震等による大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。</p> <p><u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。</u></p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画第11」による。</p> <p>第3 北海道警察 （略）</p> <p><u>第4 防災関係機関の活動拠点等</u> 防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるも</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第8節 広域応援・受援計画 にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第8節 広域応援・受援計画 にて反映</p>	<p>・国（環境省）のマニュアル改訂に伴う修正【北海道】</p> <p>・応援元との気候の違い等を踏まえた修正【防災会議幹事会】</p> <p>・活動拠点の確保の必要性について追記【KDDI】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																	
<p>第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略)</p> <p>第1 災害派遣要請 1 派遣要請権者 (1) 知事 (総合振興局長又は振興局長)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 派遣活動 (略) 1～8 (略) 9 <u>炊飯及び給水</u> 10～12 (略)</p> <p>6 災害派遣時の権限</p> <p>表3-28-1 災害派遣要請先 (指定部隊等の長) 一覧</p> <p>1 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2師団地区</td> <td>第2師団長</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2791(当直2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	(略)						第2師団地区	第2師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p><u>のとする。</u> なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、<u>道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u></p> <p>第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (略)</p> <p>第1 災害派遣要請 1 派遣要請権者 (1) 知事 (<u>ただし、北海道事務決裁規程第8条により、総合振興局長又は振興局長が専決することができる。</u>)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 派遣活動 (略) 1～8 (略) 9 <u>給食、給水及び入浴支援</u> 10～12 (略)</p> <p>6 災害派遣時の権限</p> <p>表3-28-1 災害派遣要請先 (指定部隊等の長) 一覧</p> <p>1 陸上自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2師団地区</td> <td>第2師団長</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2791(当直2300)</td> <td>空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局</td> <td>第2師団地区全域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2特科連隊長</td> <td>旭川市春光町国有無番地</td> <td>0166-51-6111内線2430(当直2459)</td> <td>上川、空知の各総合振興局</td> <td>旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町</td> </tr> </tbody> </table>	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	(略)						第2師団地区	第2師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域		第2特科連隊長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2430(当直2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町	<p>※第5章 災害応急対策計画 第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画にて反映</p>	<p>・道内規により専決できることを明記【陸自北部方面総監部】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・自衛隊派遣要請先一覧の更新【陸上自衛隊北部方面総監部】</p>
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																															
(略)																																																				
第2師団地区	第2師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																															
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																															
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																															
(略)																																																				
第2師団地区	第2師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2791(当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域																																															
	第2特科連隊長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111内線2430(当直2459)	上川、空知の各総合振興局	旭川市、幌加内町、愛別町、当麻町、上川町、東川町、東神楽町、剣淵町、和寒町、鷹栖町、比布町、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、北竜町、雨竜町																																															

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編						上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）						備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																					
前回版 (R6.1 及び R5.1)						現行 (R7.1)						現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																																																				
第4特科 群長(上富 良野駐屯 地司令)	群第3科	空知郡上 富良野町 南町4丁目 948	0167-45- 3101内線 2230 (当直 2270)	上川総合 振興局	富良野 市、美瑛 町、上富 良野町、 中富良野 町、南富 良野町、 占冠村	第2戦車 連隊長(上 富良野駐 屯地司令)	連隊第3科	空知郡上 富良野町 南町4丁目 948	0167-45-3101 内線2230 (当直2301)	上川総合 振興局	富良野 市、美瑛 町、上富 良野町、 中富良野 町、南富 良野町、 占冠村																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5旅団 長</td> <td>第3部防 衛班</td> <td>帯広市南 町南7線 31番</td> <td>0155-48- 5121内線 2237当直 2303</td> <td>オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局</td> <td>第5旅団 地区全域</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>第6普通 科連隊長 (美幌駐 屯地司令)</td> <td>連隊第3 科</td> <td>網走郡美 幌町字田 中国有地</td> <td>0152-73- 2114内線 235(当直 302)</td> <td>オホーツ ク総合振 興局</td> <td>北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町</td> </tr> <tr> <td>第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>釧路郡釧 路町字別 保112</td> <td>0154-40- 2011内線 235(当直 302)</td> <td>釧路総合振 興局、根室 振興局</td> <td>釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町</td> </tr> <tr> <td>第5戦車 大隊長(鹿 追駐屯地 司令)</td> <td>大隊第3 科</td> <td>河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地</td> <td>0156-66- 2211内線 235(当直 302)</td> <td>十勝総合 振興局</td> <td>清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5旅団 長	第3部防 衛班	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 2237当直 2303	オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局	第5旅団 地区全域	(新設)	第6普通 科連隊長 (美幌駐 屯地司令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町	第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 235(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町	第5戦車 大隊長(鹿 追駐屯地 司令)	大隊第3 科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5旅団 長</td> <td>第3部防 衛班</td> <td>帯広市南 町南7線 31番</td> <td>0155-48- 5121内線 2950当直 2300</td> <td>オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局</td> <td>第5旅団 地区全域</td> </tr> <tr> <td>第4普通 科連隊長</td> <td>連隊第3 科</td> <td>帯広市南 町南7線 31番</td> <td>0155-48- 5121内線 3030(当直 3001)</td> <td>十勝総合 振興局</td> <td>帯広市、 芽室町、 広尾町、 大樹町、 浦幌町、 豊頃町、 幕別町、 更別 町、中札 内村</td> </tr> <tr> <td>第5特科 隊長</td> <td>隊第3科</td> <td>帯広市南 町南7線 31番</td> <td>0155-48- 5121内線 3230(当直 3201)</td> <td>十勝総合 振興局</td> <td>陸別町、 足寄町、 音更町、 池田町、 本別町</td> </tr> <tr> <td>第6即応 機動連隊長 (美幌駐 屯地司令)</td> <td>連隊第3 科</td> <td>網走郡美 幌町字田 中国有地</td> <td>0152-73- 2114内線 235(当直 302)</td> <td>オホーツ ク総合振 興局</td> <td>北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町</td> </tr> <tr> <td>第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)</td> <td>連隊第3科</td> <td>釧路郡釧 路町字別 保112</td> <td>0154-40- 2011内線 260(当直 302)</td> <td>釧路総合振 興局、根室 振興局</td> <td>釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町</td> </tr> <tr> <td>第5戦車 隊長鹿追 駐屯地司令)</td> <td>隊第3科</td> <td>河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地</td> <td>0156-66- 2211内線 235(当直 302)</td> <td>十勝総合 振興局</td> <td>清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町</td> </tr> </tbody> </table>						指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	第5旅団 長	第3部防 衛班	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 2950当直 2300	オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局	第5旅団 地区全域	第4普通 科連隊長	連隊第3 科	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 3030(当直 3001)	十勝総合 振興局	帯広市、 芽室町、 広尾町、 大樹町、 浦幌町、 豊頃町、 幕別町、 更別 町、中札 内村	第5特科 隊長	隊第3科	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 3230(当直 3201)	十勝総合 振興局	陸別町、 足寄町、 音更町、 池田町、 本別町	第6即応 機動連隊長 (美幌駐 屯地司令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町	第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 260(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町	第5戦車 隊長鹿追 駐屯地司令)	隊第3科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町													
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																																												
第5旅団 長	第3部防 衛班	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 2237当直 2303	オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局	第5旅団 地区全域																																																																																												
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																												
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																												
第6普通 科連隊長 (美幌駐 屯地司令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町																																																																																												
第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 235(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町																																																																																												
第5戦車 大隊長(鹿 追駐屯地 司令)	大隊第3 科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町																																																																																												
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																																																																												
第5旅団 長	第3部防 衛班	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 2950当直 2300	オホーツ ク、十 勝、釧 路、根室 の各総合 振興局又 は振興局	第5旅団 地区全域																																																																																												
第4普通 科連隊長	連隊第3 科	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 3030(当直 3001)	十勝総合 振興局	帯広市、 芽室町、 広尾町、 大樹町、 浦幌町、 豊頃町、 幕別町、 更別 町、中札 内村																																																																																												
第5特科 隊長	隊第3科	帯広市南 町南7線 31番	0155-48- 5121内線 3230(当直 3201)	十勝総合 振興局	陸別町、 足寄町、 音更町、 池田町、 本別町																																																																																												
第6即応 機動連隊長 (美幌駐 屯地司令)	連隊第3 科	網走郡美 幌町字田 中国有地	0152-73- 2114内線 235(当直 302)	オホーツ ク総合振 興局	北見市、 網走市、 大空町、 美幌町、 津別町、 斜里町、 清里町、 小清水 町、訓子 府町、置 戸町																																																																																												
第27普通 科連隊長 (釧路駐屯 地司令)	連隊第3科	釧路郡釧 路町字別 保112	0154-40- 2011内線 260(当直 302)	釧路総合振 興局、根室 振興局	釧路市、 厚岸町、 浜中町、 標茶町、 弟子屈 町、白糠 町、釧路 町、鶴居 村、根室 市、別海 町、中標 津町、標 津町、羅 臼町																																																																																												
第5戦車 隊長鹿追 駐屯地司令)	隊第3科	河東郡鹿 追町笹川 北12線10 番地	0156-66- 2211内線 235(当直 302)	十勝総合 振興局	清水町、 新得町、 鹿追町、 士幌町、 上士幌町																																																																																												
(略)						(略)																																																																																											

・組織改編及び電話番号変更に伴う修正【陸上自衛隊北部方面総監部】

・自衛隊派遣要請先一覧の更新【陸上自衛隊北部方面総監部】

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編

上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）

備考
(道地域防災計画の
修正理由)

前回版 (R6.1 及び R5.1)

現行 (R7.1)

現行 (R5.11)

修正案 (R8.●)

1 陸上自衛隊 (つづき)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131内線2275 (当直2208)	石狩、胆振、空知、日高の各総合振興局又は振興局	第7師団地区全域
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第72戦車連隊長 (北恵庭駐屯地司令)	連隊第3科	恵庭市柏木町531	0123-32-2101内線235 (当直300)	石狩振興局、空知総合振興局	恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町、栗山町、由仁町、夕張市
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第10即応機動連隊長 (滝川駐屯地司令)	連隊第3科	滝川市泉町236	0125-22-2141内線230 (当直302)	空知総合振興局、石狩振興局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町、奈井江町、上砂川町、石狩市、当別町
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第18普通科連隊長	連隊第3科	札幌市南区真駒内17	011-581-3191内線2503 (当直3419)	石狩振興局、後志総合振興局	札幌市、神恵内村、泊村、岩内町、共和町、倶知安町、京極町、喜茂別町、蘭越町、ニセコ町、留寿都村、真狩村
(略)					

1 陸上自衛隊 (つづき)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131内線2275 (当直2208)	石狩、胆振、空知、日高の各総合振興局又は振興局	第7師団地区全域
第71戦車連隊長	連隊第3科	千歳市北極濃724	0123-23-2106内線5530 (当直5502)	胆振総合振興局	登別市、室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、社管町
第72戦車連隊長 (北恵庭駐屯地司令)	連隊第3科	恵庭市柏木町531	0123-32-2101内線235 (当直300)	石狩振興局、空知総合振興局	恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町、栗山町、由仁町、夕張市
第73戦車連隊長	連隊第3科	恵庭市恵南63	0123-32-3101内線535 (当直590)	胆振総合振興局	苫小牧市、白老町
第11普通科連隊長	連隊第3科	千歳市祝梅1016	0123-32-5131内線2335 (当直4400)	石狩振興局	千歳市
第7特科連隊長	連隊第3科	千歳市祝梅1016	0123-32-3101内線2435 (当直4410)	胆振総合振興局、日高振興局	安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町

(略)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第10即応機動連隊長 (滝川駐屯地司令)	連隊第3科	滝川市泉町236	0125-22-2141内線230 (当直302)	空知総合振興局、石狩振興局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町、奈井江町、上砂川町、石狩市、当別町

(略)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第18普通科連隊長	連隊第3科	札幌市南区真駒内17	011-581-3191内線2503 (当直3419)	石狩振興局、後志総合振興局	札幌市、神恵内村、泊村、岩内町、共和町、倶知安町、京極町、喜茂別町、蘭越町、ニセコ町、留寿都村、真狩村
(略)					

・自衛隊派遣要請先一覧の更新【陸上自衛隊北部方面総監部】

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）																																						
前回版（R6.1及びR5.1）		現行（R7.1）		現行（R5.11）	修正案（R8.●）																																					
<p>1 陸上自衛隊（つづき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>第1特科団長（北千歳駐屯地司令）</td> <td>団第3科</td> <td>千歳市北信濃724</td> <td>0123-23-2106内線239（当直302）</td> <td>石狩振興局</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 第2 ボランティアの受入れ 道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、<u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等</u>ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>第4 救助の実施と種類 知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断れる次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>		指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	その他	第1特科団長（北千歳駐屯地司令）	団第3科	千歳市北信濃724	0123-23-2106内線239（当直302）	石狩振興局		（略）					<p>1 陸上自衛隊（つづき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定部隊等の長</th> <th>担当部課</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>道機関</th> <th>担当地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>第1特科団長（北千歳駐屯地司令）</td> <td>団第3科</td> <td>千歳市北信濃724</td> <td>0123-23-2106内線5235（当直5302）</td> <td>石狩振興局</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第30節 災害ボランティアとの連携計画 第2 ボランティアの受入れ 道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>第4 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類 知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断れる次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>		指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	その他	第1特科団長（北千歳駐屯地司令）	団第3科	千歳市北信濃724	0123-23-2106内線5235（当直5302）	石狩振興局		（略）					<p>※第5章 災害応急対策計画 第30節 災害ボランティアとの連携計画にて反映</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第33節 災害救助法の適用と実施にて反映</p>	<p>※第5章 災害応急対策計画 第30節 災害ボランティアとの連携計画にて反映</p> <p>※第5章 災害応急対策計画 第33節 災害救助法の適用と実施にて反映</p>	<p>・自衛隊派遣要請先一覧の更新【陸上自衛隊北部方面総監部】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p> <p>・体裁整理及び文言修正並びに本編との整合のための修正【北海道】</p>
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																					
その他	第1特科団長（北千歳駐屯地司令）	団第3科	千歳市北信濃724	0123-23-2106内線239（当直302）	石狩振興局																																					
	（略）																																									
指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域																																					
その他	第1特科団長（北千歳駐屯地司令）	団第3科	千歳市北信濃724	0123-23-2106内線5235（当直5302）	石狩振興局																																					
	（略）																																									

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)																																																																																																			
前回版 (R6.1 及び R5.1)	現行 (R7.1)	現行 (R5.11)	修正案 (R8.●)																																																																																																				
<p>(1) 災害が発生した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工 建設工事完了後、3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能</td> <td>対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩の日から7日以内</td> <td>医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救助</td> <td>3日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内）</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内</td> <td>市町村 市町村</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>生業資金の貸与</td> <td></td> <td>現在運用されていない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p> <p>(2) 災害が発生するおそれがある場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後、3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）	炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村	飲料水の供給	7日以内	市町村	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村	医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）	助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）	災害にかかった者の救助	3日以内	市町村	住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内）	市町村	学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村	埋葬	10日以内	市町村	遺体の捜索	10日以内	市町村	遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部	障害物の除去	10日以内	市町村	生業資金の貸与		現在運用されていない	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村	<p>(1) 災害が発生した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>主な対象者</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置（供与）</td> <td>・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがある、現に救助を要する者</td> <td>市町村・日赤道支部 市町村</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> <td>医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者</td> <td>医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救助</td> <td>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等が対象外）</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の犠牲者として、実際に埋葬を実施する者に支給</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>災害の犠牲者として、死体に関する処理（埋葬を除く）をする</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に倒れた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 救助の程度、方法及び期間 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。 なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</p>		救助の種類	主な対象者	実施者区分	避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがある、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村）	炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村	飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村	医療	災害により医療の途を失った者	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）	助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）	被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村	被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村	学用品の給与	災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等が対象外）	市町村	埋葬	災害の犠牲者として、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村	遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村	遺体の処理	災害の犠牲者として、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部	障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に倒れた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村	<p>・体裁整理及び文言修正並びに本編との整合のための修正【北海道】</p>
救助の種類	実施期間	実施者区分																																																																																																					
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部																																																																																																					
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後、3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村																																																																																																					
飲料水の供給	7日以内	市町村																																																																																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村																																																																																																					
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
災害にかかった者の救助	3日以内	市町村																																																																																																					
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内）	市町村																																																																																																					
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村																																																																																																					
埋葬	10日以内	市町村																																																																																																					
遺体の捜索	10日以内	市町村																																																																																																					
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部																																																																																																					
障害物の除去	10日以内	市町村																																																																																																					
生業資金の貸与		現在運用されていない																																																																																																					
救助の種類	実施期間	実施者区分																																																																																																					
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村																																																																																																					
救助の種類	主な対象者	実施者区分																																																																																																					
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがある、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村																																																																																																					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村																																																																																																					
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村																																																																																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村																																																																																																					
医療	災害により医療の途を失った者	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）																																																																																																					
被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村																																																																																																					
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村																																																																																																					
学用品の給与	災害により住家の全焼（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等が対象外）	市町村																																																																																																					
埋葬	災害の犠牲者として、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村																																																																																																					
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村																																																																																																					
遺体の処理	災害の犠牲者として、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部																																																																																																					
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に倒れた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村																																																																																																					

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 (道地域防災計画の 修正理由)
前回版（R6.1及びR5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p>第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型</u></p>	<p><u>3 救助に必要とする措置</u> 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p> <p>第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1節 総則 第1 推進計画の目的 この計画は、<u>日本海溝特措法</u>第5条第2項の</p>	<p>第4節 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。</p> <p>※第9章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 にて反映</p> <p>更新対象外</p> <p>※該当する記載がないため</p>	<p>第4節 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>※第9章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 にて反映</p> <p>更新対象外</p>	<p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道、北海道社会福祉協議会】</p> <p>・防災基本計画との整合のため修正【北海道】</p>

北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編		上ノ国町地域防災計画 本編（第6章 地震・津波災害対策計画）		備考 （道地域防災計画の 修正理由）
前回版（R6.1 及び R5.1）	現行（R7.1）	現行（R5.11）	修正案（R8.●）	
<p><u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）</u>について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>			<p>・ 4頁第1節計画の目的の修正に伴う修正、及び文言修正 【北海道】</p>